

令和8年度 羽島特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

いじめ防止対策推進法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

当校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、SNS等を使い誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) いじめ防止のための基本的な姿勢

- ・児童生徒、職員の人権意識を高める（いじめを人権問題として捉える）。
- ・学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる（児童生徒一人一人を大切に）。
- ・いじめを早期に発見し、組織的に適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ・いじめ問題について保護者・地域そして関係諸機関との連携を深める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名称〕

いじめ防止対策委員会

〔組織のメンバー〕

- ・学校関係者（校長、教頭、部主事、教務主任、支援センター部長、教育相談担当、生徒指導部長）
- ・第三者（弁護士、臨床心理士、地域代表、PTA会長）

〔組織の開催〕

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年2回（6月と2月）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。

(2) 学校の具体的な取組

① 教職員自身でとりくむこと

- ・教育活動全体を通して、全ての児童生徒に正しい人権意識を育成する。
- ・情報の報告・連絡・相談体制を整え、管理職を中心とした組織対応を行う。
- ・校内研修や職員会議で当校の基本方針の周知を図り、全校あげていじめ根絶に向けた取組を行う。
- ・年3回のいじめへの気付きのための「いじめ防止チェックシート」を行い、さらに、人権感を磨くため、年1回の職員研修を実施する。
- ・気づいた情報を、学年会や部会等で、確実に共有する。

② 児童生徒に対して働きかけること

- ・いじめについて正しい判断力(いじめは人間として絶対に許されない行為)を育成することのできる活動を設定する。
- ・自分のよいところ、友だちのよいところを見つけ、多様性を認め合うことのできる環境づくりを行い、いじめに向かわない態度や能力を育成する。
- ・学習規律(時間を守る、姿勢、発表の仕方、聞き方など)を守って活動に取り組む態度を育成する。
- ・児童生徒が行事や活動に主体的に参加できる場を設け、個に応じた分かる授業づくりに努める(自己有用感や自己肯定感を高められる機会を設ける)。
- ・自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- ・携帯電話、スマートフォン、インターネット等のきまりづくりを行い、家庭との連携を図りながら、情報モラルにおけるマナーやルールを守る態度を育成する。
- ・児童生徒会が中心となり、部集会や交流活動等で仲間づくりを大切にした活動を行う。
- ・生活に関するアンケートを年3回実施し、いじめの早期発見を徹底と教育相談を実施する。アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は指導要録との並びで保存期間を卒業後5年とする。

③ 保護者や地域の人々、関係機関に働きかけること

- ・保護者同士のコミュニケーションがより図れるようなPTA活動を実施する。
- ・HP等を活用し、いじめ防止についての啓発を行う。
- ・いじめの芽を早期発見するために困難事例等、積極的にケース会議を実施する。また、外部機関(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、子ども相談センター、市役所福祉課、福祉事業所等)も交えた支援会議を必要に応じて実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組を学校評価の評価項目に位置付ける。

(3) 年間指導計画(学校いじめ防止プログラム)

未:未然防止 早:早期発見

月	行 事	取 組 内 容	
4	始業式・入学式	・新学級や新学年、新学部ごとに仲間づくり	未
	児童生徒情報交換会	・支援が必要な児童生徒の共通理解	未
	部集会	・新転入生を迎える会	未

	教育相談（担任との面談）	・学校生活等についての相談や支援の確認等	未・早
	授業参観週間	・保護者による学校生活の参観や見届け	未
5	保護者懇談会（小・中・高1）	・個別の指導計画等をもとに目標や支援の確認	未・早
	スクールカウンセラー相談（5～2月）	・希望者や必要と思われる児童生徒、保護者のカウンセリング	早
	人権教育推進委員会	・人権ロードマップに基づいて人権教育の推進	未
	運動会（小・中・高）	・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等	未
	学校間交流（中学部）	・羽島中学校とお互いの学校の魅力を伝えあう	未
6	全校集会	・縦割りグループによる校内交流（自己紹介）	未
	第1回生活アンケート調査	・いじめ実態把握	早
	教育相談（担任との面談）	・学校生活等についての相談	未・早
	学校間交流（高等部）	・生徒会による羽島高校との交流	未
7	情報モラル教室	・携帯電話、インターネットの危険性についての講話	未
	夏休み前全校集会	・活動の振り返りと仲間と頑張りを認め合う等	未
	保護者懇談会（高2・3）	・個別の指導計画等をもとに目標や支援の確認	未・早
	夏季職員研修	・いじめ防止についての職員研修	未・早
9	夏休み明け全校集会	・安心して学校生活を送れるように確認	未
	学校間交流（高等部）	・羽島高校へ当校の魅力を伝える	未
10	前期終業・後期始業の会	・仲間の頑張りを認め合い、後期への目標確認	未
	第2回生活アンケート調査	・いじめ実態調査	未
	教育相談（担任との面談）	・学校生活等についての相談や評価、見直し等	早
	全校集会	・縦割りグループによる校内交流（レクリエーション）	未・早
11	学校間交流（小学部）	・相手校へ当校の魅力を伝える	未
	学校間交流（中学部）	・羽島中学校の生徒と交流を深める	未
	保護者懇談会（高2・3）	・個別の指導計画等をもとに目標や支援の確認	未
	学校祭	・行事への主体的な参加、活躍、認め合い等	未・早
12	学校間交流（高等部・小学部）	・羽島高校と本校小学部との交流	未
	ふるさと教育週間（仮）	・地域の方による学校生活の参観や見届け	未
	冬休み前全校集会	・家庭での役割、地域の方とのふれあい等	未
1	冬休み明け全校集会	・安心して学校生活を送れるよう確認	未
	授業参観週間（小・中・高）	・保護者による学校生活の参観や見届け	未
	学校間交流（中学部）	・1年間の交流のまとめを行う	未
	第2回いじめ防止対策委員会	・本年度の取組の検証と課題、方針の見直し	未
2	保護者懇談（小・中・高）	・次年度の目標や支援の確認	未・早
	部集会（小・中・高）	・卒業生を送る会	未
	第3回生活アンケート調査	・いじめ実態調査	未
	教育相談（担任との面談）	・今年度の振り返りと次年度に向けての相談	未・早
3	卒業式・修了式	・卒業生や友だちへの感謝の気持ち等	未
	学級活動（春休みの生活）	・規則正しい生活や家庭での役割等	未

年間	委員会活動	・委員会活動を中心としたいじめ防止の取組	未
	MSL・MSJの啓発活動	・MS活動を中心としたいじめ防止の取組	未
	児童生徒会活動	・自己肯定感がもてる活動計画・実施	未
	学校生活全般での指導	・いじめ防止に向けた指導やコミュニケーションの学習等	未
	ひびきあいの日	・自己有用感を高める教育実践	未・早
	保護者との連携	・連絡帳等での情報交換、情報共有	未
	道徳・人権教育	・全教育活動における道徳・人権学習	未・早

3 いじめ問題発生時の対処（別紙「早期発見・事案対処マニュアル」を参照）

（1）いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合には、その児童生徒の立場に立って、話を十分に聞いたうえで、いじめ防止対策委員会に報告し早急に対応する。
- ③ いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先する。

（2）いじめの事実確認と報告

- ① いじめ防止対策委員会が中心となり、いじめの事実確認を行う。
- ② 対象児童生徒に、保護者へ伝えることの重要性を説明し、意向を確認した上で家庭訪問等により、その具体的な内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
- ③ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合、もしくは重大な被害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署と相談し適切に対処する。

（3）いじめられた児童生徒またはその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒や保護者との面談を行うなど、寄り添い支える体制をつくる。
- ② いじめられた児童生徒に対して、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

（4）いじめた児童生徒またはその保護者への支援

- ① いじめた児童生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ② いじめた児童生徒支援の立場から、いじめた児童生徒の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点をもつ。必要に応じて、「スペシャリストサポート事業」等を活用し、外部機関との連携を図る。

（5）いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 嫌なことをされたり、言われたりしたとき、または、他の人がされている場面を見かけたときは、勇気をふるっていじめを抑止したり周りの人に知らせたりすることができる態度を育てる。
- ② はやしたてたり（観衆）、見て見ないふりをする（傍観者）のは、いじめに加担する行為であることを分かりやすく理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、いじめをなくそうとする態度を育てる。いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。

(6) いじめの解消

- ① 以下の解消の二条件を満たしているかどうかを本人や保護者の面談などを通じて確認をする。
- ② いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に注意深く見守りを続ける。

いじめの解消の定義

- ① 加害行為が止んでいる状態が3か月継続している。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(7) ネット上のいじめへの対応

- ① SNS等を通じたいじめに対応するため、学校における情報モラル教育を進め、保護者への理解、啓発に取り組む。
- ② ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて法務局または地方法務局、所轄警察署の協力を求める。
- ③ ネットパトロールで発見され、報告を受けたネット上のトラブルに対して、迅速に対応する。

(8) 「重大事態」と判断された時の対応

- ① 事案が重大事態である場合は、校長が県教育委員会へ報告する。詳しい調査について、学校主体か県教委主体かの判断を仰ぎ、調査委員会に全面的に協力する。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③ 調査により明らかになった事実関係について、県教育委員会と連携を図り、いじめられた児童生徒や保護者に対して、適切に情報提供と誠実な対応を行う。
- ④ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。